

# 公益社団法人 日本青年会議所

## 青年会議所新設に関する規程

### 第1章 総則

(目的及び定義)

**第1条** 定款第8条第2号及び会員資格規則第7条の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）青年会議所新設に関する規程を定める。

2 本規程は、青年会議所の新設に関する手続を円滑に進めることを目的とする。

3 本規程は、青年会議所の「新設」に関するものであり、会員会議所新規設立及び2つ以上の会員会議所が解散し、新規設立する場合とする。

(推薦による設立)

**第2条** 新たな青年会議所の設立は、会員会議所の推薦に基づかなければならない。

(推薦会員会議所)

**第3条** 新たな青年会議所の設立を推薦する会員会議所を推薦会員会議所（以下「推薦会議所」という）という。

2 前項の推薦会議所は、当該新設に関係して解散する会員会議所であることを妨げない。

(新設青年会議所)

**第4条** 推薦会議所の推薦に基づき第10条による設立の報告の後、第27条による入会の認証を受けるまでの団体を新たな会員会議所（以下「仮称青年会議所」という）という。

2 新設会議所は「仮称××青年会議所」と呼称する。

### 第2章 機関の設置

(担当委員会)

**第5条** 仮称青年会議所の設立に助言と協力を与えるとともに、新設を促進するために、本会に青年会議所新設に関する事項を担当する委員会（以下「担当委員会」という）を設置する。

(拡大委員会及び設立準備委員会)

**第6条** 仮称青年会議所の設立を推薦するため、推薦会議所にあつては拡大委員会を、仮称青年会議所にあつては設立準備委員会（以下「準備委員会」という）を、設置するものとする。

2 推薦会議所が当該新設に関係して解散する会員会議

所である場合は、拡大委員会を設置する事を要しない。

### 第3章 推薦会議所

(推薦会議所の資格)

**第7条** 推薦会議所は、次の各号の条件を備えるものでなければならない。

(1) 本会への登録正会員数が、30人以上存在すること

(2) 本会への入会が承認されてから3年以上経過していること

(3) 本会の会費及び負担金を最近3年間完納していること

2 当該新設に関して解散する会員会議所のエリアが仮称青年会議所のエリアに含まれる場合においては、前項第1号の規定はこれを適用しない。

(推薦会議所の義務)

**第8条** 推薦会議所は、新設会議所の財政及び活動につき、これを援助するとともにその責任を負わなければならない。

2 前項の援助及び責任は、本規定第26条による入会が承認されてから2年間継続するものとする。

3 推薦会議所が当該新設に関係して解散する会員会議所である場合は、前項の規定はこれを適用しない。

### 第4章 設立の準備

(拡大委員会の任務)

**第9条** 推薦会議所拡大委員会は、新設会議所を設立しようとする地域において、商工会議所等の関係諸団体の協力を得ながら、青年会議所運動に理解をもち新設会議所の中心となる者を指導して、準備委員会の結成に協力する。

2 拡大委員会を設置しない場合は、準備委員会がこの任にあたる。

(準備委員会結成の報告)

**第10条** 準備委員会が結成されたときは、推薦会議所は速やかにその旨を、担当委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた担当委員会は、仮称青年会議所の設立の申請があつた旨を、速やかに地区担当常任理事、ブロック協議会会長及び本会の事務局へ報告する。  
(設立の申請)

**第11条** 推薦会議所は準備委員会と協力し、担当委員会の助言を得て、ブロック協議会会長へ仮称青年会議所を設立する旨の通知をする。

2 通知を受けたブロック協議会会長は推薦青年会議所および準備委員会と協力し、担当委員会の助言を得て、担当する地区担当常任理事（地区会長）へ本会入会を申請しなければならない。

（拡大委員会の助言と指導）

**第12条** 推薦会議所拡大委員会は、担当委員会の助言と協力を得て、準備委員会に対し、主として次の事項につき適切な助言と指導を行う。

- (1) 青年会議所活動に関する具体的な運営方法
- (2) 定款及び諸規程の立案並びに起草
- (3) 事業及び例会の設定並びに具体的な内容
- (4) 役員構成

2 定款は、本会の会員会議所標準定款に準拠しつつ、地域の実情に応じて立案されなければならない。

3 拡大委員会を設置しない場合においては、第1項の規定は担当委員会と準備委員会との間で直接行われる。（職務の分担）

**第13条** 担当委員会は、設立準備委員会に助言を与るとともに、推薦会議所拡大委員会に意見を具申することができる。

2 地区担当常任理事は、担当委員会の助言と協力を得て、申請された仮称青年会議所について、入会を審査する。

3 ブロック協議会会長は、第2項の地区担当常任理事の職務につき補助を行う。

（準備委員会の例会出席等）

**第14条** 推薦会議所は、拡大委員会の助言と指導が円滑に推進できるように、拡大委員会と協力して、準備委員会の委員に対し推薦会議所の例会等の行事に出席するように求めなければならない。準備委員会の委員は、推薦会議所から前項の出席要請を受けたときは、出席するようにつとめなくてはならない。

## 第5章 創立総会

（創立総会の開催）

**第15条** 設立準備委員会は、推薦青年会議所の助言及び指導に基づき、設立準備委員会の活動の進捗状況に応じ、創立総会を開催する。

2 推薦青年会議所は前項の助言及び指導について、地区担当常任理事、及びブロック協議会会長に対して意見を求めることができる。

（創立総会の審議事項）

**第16条** 新設会議所の創立総会において、以下の各項を議決しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 本会への入会

（拡大委員会委員の創立総会出席）

**第17条** 拡大委員会委員は、創立総会の進行につき助言と指導をするために、創立総会に出席しなければならない。

2 前項の拡大委員会委員は、前項の総会にかかる全ての議決権を有しない。

## 第6章 入会の認証

（入会認証の申請）

**第18条** 本会へ入会しようとする仮称青年会議所は、入会認証を受けようとする理事会の開催予定日の2ヵ月前までに、本会への入会申請書を担当委員会を通じて、会頭へ提出しなければならない。

2 入会申請書には次の書類を添付しなければならない。

- (1) 入会申請書（表題部）
- (2) 創立趣意書
- (3) 創立宣言文
- (4) 創立総会議事録
- (5) 地域概況書
- (6) 設立経過報告書
- (7) 定款及び諸規程
- (8) 役員名簿並びに会員名簿
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) 組織図表
- (11) 各種推薦書
- (12) 推薦会議所の答申書※
- (13) ブロック会長の副申書
- (14) 地区入会審査承認書
- (15) 担当委員会調査報告書

2 推薦会議所が当該新設に関係して解散する会員会議所である場合は、前項の12号は適用しない。

（地域の概況書）

**第19条** 地域の概況書には、人口、面積、主たる産業、教育文化の状態、官公庁、金融機関、経済団体、歴史、将来の構想等につき、できるだけ詳細に記載するものとする。

（設立経過報告書）

**第20条** 設立経過報告書には、仮称青年会議所設立の機運から創立総会へ至るまでの全てを経過報告（主要諸会合及び参加会合等の参加状況）として記載するものとする。

（会員名簿）

**第21条** 会員名簿には、会員氏名、生年月日、住所及びその電話番号、勤務先、役職名、勤務先所在地及び

その電話番号を記載するものとする。

2 役員名簿も前項と同じ内容とする。

(推薦会議所の答申書)

**第22条** 推薦会議所の答申書には、指導事項及び推薦理由を明示し記載するものとする。

(ブロック協議会会長の副申書)

**第23条** ブロック協議会会長の副申書には、現地審査状況、仮称青年会議所の概況及び推薦会議所の資格条件について記載しなければならない。

(担当委員会による調査)

**第24条** 担当委員会は、入会申請書及び添付書類並びに仮称青年会議所の実態を調査し、本会の定款及び諸規程に基づき調査をする。

(担当委員会の意見具申)

**第25条** 担当委員会は仮称青年会議所入会申請書の確認をするとともに、仮称会議所会員数10%以上の出席をもって申請内容について面談する。

2 担当委員会は、前条に基づいて調査報告書を作成し、入会申請書に添付する。

(理事会の審議)

**第26条** 理事会は第24条及び第25条の担当委員会の調査及び審査の結果報告に基づき、仮称青年会議所の入会認証について審議をし、入会の許否を議決する。

(入会認証の通知)

**第27条** 理事会において入会が承認されたときは、本会は推薦会議所及び入会の認証を受けた新設会議所(以下「新設会員会議所」という)に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

(入会不認証の通知)

**第28条** 理事会において入会が承認されなかったときは、本会は推薦会議所を経て理由を付した書面とともに入会申請書及び添付書類を返却しなければならない。

## 第7章 入会認証証伝達式

(入会認証証の伝達)

**第29条** 新設会員会議所は、入会認証証(以下「認証証」という)の伝達を受けるために認証証伝達式(以下「認証式」という)を行わなければならない。

(認証証の様式)

**第30条** 認証証の様式は、日本工業規格A列3番の用紙により、別紙様式第1のとおりとする。

(認証式の日時)

**第31条** 認証式は、原則として、本規定第26条の入会が認証された日から6ヵ月以内に行わなければならない。

2 認証式の日時の選定は、新設会員会議所及び推薦会

議所が地区担当常任理事、担当ブロック協議会会長の助言と協力を得て、多数の会員会議所の会員が参加できる日時を選定する。

(認証式の案内状)

**第32条** 認証式を行う旨の案内状の発送先は、次のとおりとする。ただし、第5号及び第6号の発送先については適宜選別することができる。

- (1) 地区内の会員会議所
- (2) 本会の役員
- (3) 他地区の会員会議所
- (4) 本会の事務局
- (5) 関係地方自治体の首長及び議長
- (6) 主な社会・経済・文化団体及び報道機関

(認証式の費用)

**第33条** 認証式を行うにあたっては、認証式に参加する会員会議所の会員から登録料を徴収することをさまたげない。

2 認証式の費用は、原則として登録料の範囲内でまかなわなければならない。

### 附 則

この規程の変更規定は、平成22年10月16日から施行する。

昭和41年	1月	1日	改正
昭和44年	10月	2日	改正
昭和48年	10月	18日	改正
昭和50年	10月	8日	改正
昭和57年	4月	24日	改正
昭和62年	4月	18日	改正
平成6年	12月	3日	改正
平成8年	9月	21日	改正
平成13年	12月	8日	改正
平成15年	10月	25日	改正
平成16年	7月	23日	改正
平成16年	10月	23日	改正
平成17年	12月	3日	改正
平成20年	10月	2日	改定
平成22年	10月	16日	改正

入会認証証

第〇〇〇号

×××青年会議所殿  
公益社団法人日本青年会  
議所第〇回理事会におい  
て正会員として貴青年会  
議所の入会を認証いたし  
ます

二〇〇〇年〇〇月〇〇日

会頭 〇〇〇〇〇〇